

資料2

資料

「コングロマリットに関する制度上の論点」

コングロマリットに関する制度上の論点

1. ファイアーウォール規制

グループ内の非公開情報の共有規制・役職員の兼務制限

| 現状 | 諸外国の制度等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 証券取引法上、証券会社は、①発行者又は顧客に関する非公開情報を、事前の書面同意なく親法人等・子法人等との間で授受すること、②親法人等・子法人等から取得した顧客に関する非公開情報をを利用して取引等を勧誘することが禁じられている(行為規制府令 12 条)。 <p>※非公開情報…発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報</p> <p>ただし、内部管理業務(法令遵守管理やリスク管理等)のための授受については、当局の承認があれば事前の書面同意は不要(ただし、ノンバンク、リース、信託会社、投資会社等は承認対象となっていない)(行為規制府令 11 条の 2)。</p> 個人情報保護法上、個人データを事前の同意なく第三者に提供することは原則禁じられている。 <p>ただし、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することとしている場合であって、第三者への提供を利用目的とすること等について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者に提供できる。</p> <p>また、利用目的の達成に必要な範囲内で外部委託する場合、合併等事業承継の場合、特定の者との間で共同して利用する場合であって、利用者の範囲や利用目的等について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合においては、個人データの提供を受ける者は、第三者には該当しない(個人情報保護法 23 条)。</p> 証券取引法上、証券会社の役員は親銀行等の役職員を兼務することが禁じられている。また、証券会社の役職員は子銀行等の役員を兼務することが禁じられている(証券取引法 32 条)。 | <p><米国></p> <ul style="list-style-type: none"> 非公開個人情報をグループ内で共有することに制限はないが、グループ外の第三者と共有するためには、オプトアウトの機会を与えることが必要。なお、継続的な取引のある顧客に対しては、プライバシーフラッシュと実務に関する定期的な通知を行う必要がある(グラム・リーチ・ブライマー法)。 消費者報告(信用度、信用残高、人格、生活様式など)に該当する場合、グループ内外を問わず、第三者と共有するためには、オプトアウトの機会を与えることが必要。ただし、事業に関する情報や取引実績に関する情報は消費者報告に該当しない(公正信用報告法)。 消費者報告に該当しても、不正防止や組織的なりリスク管理を目的とする場合は、オプトアウトの機会を与えることは不要。 州法によってはより強い保護規定をおいている。 <p>※ 例えば、カリフォルニア州では、グループ内の情報共有についてはオプトアウト、グループ外の第三者との情報共有については、オプトインによる同意が必要としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の情報や事業目的で金融機関と取引を行う個人の情報の共有については規定なし。 金融機関は重要な非公開情報の悪用を防ぐための適切な方針と手続を策定し、実施することが必要。 <p><EU></p> <ul style="list-style-type: none"> 法令、自主規制等により、グループ内外を問わず、第三者と個人情報を共有するためにはオプトインによる同意が必要。法人情報については原則同意が不要。 |
| | <p><米国></p> <ul style="list-style-type: none"> 金融持株会社の下では役職員の兼務制限は撤廃。 銀行と証券子会社間での役職員の兼務は、代表取締役、過半数の役員を占めていなければ可能。 |

2. 銀行と一般事業会社の相互参入

| 日本 | 米国 | EU |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般事業会社による銀行保有が認められている。 (例)セブン&アイ・ホールディングス、ソニー、オリックス | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般事業会社による銀行保有が禁じられている。 ※ 単一の貯蓄銀行しか持たない持株会社は一般事業を併営可能(ただし、グラム・リーチ・ブライリー法により単一貯蓄銀行持株会社の新規免許の交付は禁止)。 (例)GE、フォード ※ ユタ州やカリフォルニア州などで設立が認められている産業融資会社(ILC)¹のうち、一定の要件²を満たすものについては、一般事業会社による保有が可能。 (例)BMW、GE、フォルクスワーゲン | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般事業会社による銀行保有が認められている。 (例)セインズベリー(小売)、テスコ(小売)【共に英】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行(銀行持株会社)による一般事業会社の保有が禁じられている。 ※ 銀行(銀行持株会社)は、一般事業会社の株式を議決権の5%(15%)を超えて保有することはできない。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行(銀行持株会社)による一般事業会社の保有が禁じられている。 ※ 銀行は、一般事業会社の株式を保有することはできない。 ※ 銀行持株会社は、一般事業会社の株式を議決権の5%を超えて保有することはできない。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行(銀行持株会社)による一般事業会社の保有が認められている。 ※ ただし、銀行は、単一の事業会社への特定出資³を自己資本の15%を超えて行うことはできない。また、合計して、自己資本の60%を超える特定出資を行うことはできない(欧州銀行指令)。 |

¹ 商業銀行から融資を受けることができない低中所得者層に信用を供与するために州法において設立が認可された金融機関で、主に貸付やクレジットカードなどの金融サービスを提供。

² ①要求払い預金を受入れない、②総資産規模が1億ドル未満、③1987年8月10日以前に買収された、のうちいずれか。

³ 10%以上の株式又は議決権の直接又は間接の保有、及びその会社の経営に対して重大な影響力の行使を可能とする程度の持分の保有。